死亡届を提出された方へ

平成29.12.19作成

大阪市東淀川区役所

◇死亡届の受付は終わりました◇

お亡くなりになられた方に関しましては、次のような手続きが必要となります。該当するものがおありの方は、それぞれの窓口でお手続きいただきますようお願いいたします（手続きが不要な場合や、手続きに期限や必要な書類がある場合がございますので、それぞれの窓口でご確認ください）。

* お亡くなりになられた方のお住まいが他市区町村の場合は、お住まいの市区町村にご確認ください。
* （★）が付いている手続きにつきましては、手続きの期限が長くないものもございますので、お手数ですが、各担当窓口までお問合せください。

窓口サービス課（住民情報）　【１階④番窓口　電話4809－**9963**】

・通知カードまたは個人番号カード・住民基本台帳カード・印鑑登録証の返却

窓口サービス課（保険年金）　【１階⑥番窓口　電話4809－**9956**】

・葬祭費の申請（国民健康保険・後期高齢者医療制度加入の方のみ）（★）

・国民健康保険・後期高齢者医療証の返却

* 他の健康保険に加入されていた方は、ご加入の保険組合や勤務先等にお問い合わせください。

保健福祉課（保健企画）　【２階㉒番窓口　電話4809－**9882**】

・各種証の返却

(被爆者手帳（★）・公害医療手帳（★）・精神障がい者保健福祉手帳・特定疾患医療受給者証・市営交通乗車証)

保健福祉課（子育て教育）　【２階㉕番窓口　電話4809－**9856**】

・児童手当・児童扶養手当の受給に関する変更など（★）

・各種証の返却（重度障がい者医療証・老人医療証・こども医療証・ひとり親医療証）

保健福祉課（障がい）　【２階㉗番窓口　電話4809－**9845**】

・特別児童扶養手当・特別障がい者手当・障がい児福祉手当の受給に関する変更など（★）

・各種証の返却

（身体障がい者手帳・療育手帳・自立支援医療受給者証・市営交通乗車証及びタクシー乗車証）

保健福祉課（高齢）　【２階㉗番窓口　電話4809－**9855**】

・敬老優待乗車証・緊急通報システムの返却

保健福祉課（介護保険）　【２階㉙番窓口　電話4809－**9859**】

・介護保険被保険者証の返却

☆保健福祉課（２階２０～２９番窓口）は、第４日曜日は開庁しておりません。

翌開庁日以降にお問い合わせください。

**【区役所以外での手続きについて】**

・国民年金・厚生年金に関しては、**淀川年金事務所**（電話**6305-1881**）にお問い合わせください。

・共済年金に関しては、ご加入の共済組合・勤務先にお問い合わせください。

・個人市民税・固定資産税・軽自動車税に関しては、**梅田市税事務所**（電話**4797-2953**）にお問い合わせく

ださい。

・亡くなられた方が土地・家屋を所有されていた場合は、相続・名義変更の手続きが必要です。相続登記申請に

関する一般的な相談は**大阪法務局北出張所**（電話**6363-1981**）までお問い合わせください。※予約制です。

・その他、銀行・各種保険、勤務先での扶養手当や税金の扶養控除などの手続きが必要な場合があります。各自

で関係先にお問い合わせください。

**死亡届書の記載事項証明を請求する際に必要なもの**

◎請求事由を疎明する証明書

・郵便局簡易生命保険の請求（郵政民営化以前）⇒　保険証書など加入を証明するもの

・遺族年金の請求（国民・厚生・船員・共済等）⇒　年金証書など加入を証明するもの

・労働者災害補償保険法に関する請求　　　　　⇒　各種関係請求書類

法令によって死亡届書の記載事項証明書（死亡診断書の写し）の提出が義務付けられておりますので、

提出先にご確認ください。

◎本人確認できる書類…免許証・パスポート等

◎認印…朱肉で押印できるもの。ただし、ゴム印は不可

◎本籍地が他市町村の場合、また、死亡届の届出人以外の方が請求される場合は、親族関係が確認できる戸籍（除籍）謄本

　死亡届書の記載事項証明は、死亡届を受理した市町村役場で請求できますが、

**届出の日から数週間経過した後は、届書が本籍地所管の法務局に移管されるため、請求先が**

**本籍地所管の法務局に移ります。**

請求先が不明な場合は、届出地の市区町村役場に電話でご確認ください。

【お問い合わせ先】

　　　東淀川区役所窓口サービス課　戸籍グループ　℡０６－４８０９－９９６１

**法定相続情報証明制度について**

　　　全国の登記所（法務局）において、各種相続手続に利用することができる「法定相続情報証明制度」が平成２９年５月から開始されました。預金口座がいくつもある場合にお勧めで、手続きが同時に進められ時間短縮につながります。登記所（法務局）に戸除籍謄本等の束を提出し、併せて相続関係を一覧にした図（法定相続情報一覧図）を出していただければ、登記官がその一覧図に認証文を付した写しを無料で交付します。その後の相続手続きは、法定相続情報一覧図の写しをご利用いただくことで、戸除籍謄本等の束を何度も出し直す必要がなくなります。

　　　詳しいお手続きは大阪法務局ホームページでご確認ください。